

福岡県緑化センター運営委員会設置要領

第1 設置目的

県民に対する緑化思想の普及及び啓発並びに緑化技術の指導等を行い、もって緑化の推進を図ることを目的に設置された福岡県緑化センターが、その機能を十二分に発揮し、県民の豊かな心の醸成及び緑化産業の育成並びに緑豊かな県土づくりの拠点となるよう、多くの県民の方々の意見を取り入れるため、福岡県緑化センターの指定管理者である一般社団法人福岡県樹芸組合連合会は、福岡県緑化センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 委員会の組織及び構成

- 1 委員会の委員は10名以内とし再任は妨げないものとする。
- 2 委員は、一般社団法人福岡県樹芸組合連合会代表理事会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、任期途中で辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。（令和3年度については指定管理期限につき任期1年とする）
- 4 委員長は、委員の互選による。

第3 委員会の開催

- 1 委員会は、代表理事会長が必要と認めたとき招集し開催する。
- 2 委員会は、福岡県緑化センターの運営に関する一般県民及び緑化業界等の要望並びにこれらの対策方法について、意見の交換をするものとする。
- 3 委員には、委員手当及び旅費を支給するものとし、支給額及び支給方法は別に定める。
- 4 委員会の事務局は、福岡県緑化センター指定管理者である一般社団法人福岡県樹芸組合連合会「福岡県緑化センター管理事務所」内に置く。

第4 その他

この要領のほか、委員会運営に必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

- | | |
|------|------------------------------|
| 一部改正 | 平成21年4月1日 |
| 一部改正 | 平成23年3月24日 |
| 一部改正 | 平成24年3月21日 |
| 一部改正 | 平成25年4月1日（指定管理者の名称変更に伴う改正） |
| 一部改正 | 平成28年3月1日（指定管理期限に伴う委員任期の改正） |
| 一部改正 | 令和元年10月11日（指定管理期限に伴う委員任期の改正） |
| 一部改正 | 令和2年4月1日 |